

【イギリス】 議会選挙制度及び選挙区法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 2011年2月16日に議会選挙制度及び選挙区法が制定された。同法は、イギリス議会下院議員選挙制度に関し現行の単純小選挙区制を選択投票制に変更すべきか否かを問う国民投票の実施について定めるものである。さらに、同法は、下院議員の数を650から600に削減するとともに、その選挙区格差の縮小を図る選挙区改定手続を定めている。

1. 制定の経緯

2010年5月の総選挙前、保守党は現行の単純小選挙区制の堅持を、自民党は単記移譲式比例代表制の導入を主張していた。当時の労働党政権は、下院の委員会で審査中の憲法改革及び統治法案に選択投票制の導入を国民投票に委ねる修正条項を追加したものの、総選挙前の法案一掃期間にこの修正条項が削られ2010年憲法改革及び統治法（同年法律第25号）が成立した。総選挙後、保守党と自民党の連立政権の政権綱領に、下院選挙制度の変更を国民投票に委ね、その選挙区格差を縮小する方針が記載された。

2010年7月22日、政府は、選挙制度の選択に関する国民投票の実施等に関する議会選挙制度及び選挙区法案を提出した。多数の修正案の提出や議事妨害等により徹夜審議が行われるなど法案審議は難航し、一時5月の国民投票の実施も危ぶまれたが、法案は2月16日に2011年議会選挙制度及び選挙区法（同年法律第1号、以下「法」）として制定され、予定どおり5月5日に国民投票が実施されることになった。

法は、下院選挙制度に関する第1章と下院議員選挙区に関する第2章に大別される。第1章には、国民投票のみならず選択投票制に関する規定があり、国民投票の結果により選択投票制の下で選挙を実施する場合であっても改めて関係法令を改正する必要がないこととされている。第2章には、下院議員の定数及び選挙区の改定手続（画定基準を含む。）に関する規定がある。以下、選択投票制及び選挙区改定手続の概要並びに国民投票運動費用の特徴について略述する。

2. 選択投票制の概要

現行の単純小選挙区制（first past the post system）は、小選挙区において最多数の得票者を当選人とする制度であるが、選択投票制（alternative vote system）は、同様に小選挙区を用いながら過半数の得票者を当選人とする制度である。その仕組みは、おおむね次のとおりである（法第9条）。

- ・選挙人は、選好に従い、1、2、3等の数字により候補者に順位を付して投票する。
- ・その場合において、選挙人は任意の数の候補者に順位を付すことができる。ただし、候補者すべてに順位を付す必要はない（「任意選択投票制（optional preferential system）」と呼ばれている）。

- ・第1順位の投票を開票し、その有効投票の過半数を得た候補者を当選人とする。
- ・過半数の得票者がいない場合には、最少得票者を落選とし、その得票を各投票用紙に記載された次順位の候補者に移譲する。ただし、次順位の候補者の記載がない投票用紙については、得票の移譲及びその後の有効投票への算入をしないものとする。
- ・得票の移譲後、有効投票の過半数を得た候補者を当選人とする。ただし、過半数の得票者がいない場合には、当選人を決定するまで、この手続を繰り返す。

3. 選挙区改定の手続の概要

まず、下院議員の定数 600 人をイングランド、ウェールズ、スコットランド（特例の 2 選挙区（後述）を除く。）及び北アイルランドに対しその選挙人数に応じサン＝ラグ式で比例配分する（法第 11 条第 1 項の規定による改正後の 1986 年議会議員選挙区法附則第 2 第 1 則、第 3 則第 2 項及び第 8 則）。次に、当該各地域の選挙区画定委員会が、原則として各選挙区の実定選挙人数（特例の 2 選挙区の実定選挙人数（後述）を除く。）を議員 1 人当たり選挙人数の上下 5%以内とするように選挙区を画定する（同第 2 則）。

ただし、各選挙区の面積は 1 万 3 千 km²を超えてはならず、面積 1 万 2 千 km²以上の選挙区の実定選挙人数は議員 1 人当たり選挙人数の 95%未満とすることを妨げない。また、特例として、スコットランドのナ・ヒラナン・アン・イアル選挙区及びオークニー島及びシェットランド島選挙区を存続させ、その選挙人数を連合王国全体の選挙人数及び議員 1 人当たり選挙人数の算出から除外する（同第 6 則第 2 項及び第 3 項）。

なお、従来、選挙区改定手続が遅延する一因となってきた地方公聴会が廃止され、これに代えて、委員会が作成した選挙区改定の勧告案について、その公表後 12 週間、意見公募手続を実施することとされている（法第 12 条）。委員会が勧告案を修正した場合には、その公表後改めて意見公募手続を行う。選挙区画定委員会が勧告した選挙区改定案は、国务大臣又は枢密院議長が勅令案として議会に提出し、その承認を得て選挙区改定に関する勅令が制定される。

4. 国民投票運動費用の特徴

今回の国民投票は、現行の単純小選挙区制に代わる選択投票制の導入の可否を問うものである。ところで、2000 年政党、選挙及び国民投票法（同年法律第 41 号。以下 2000 年法という。）は、国民投票運動の公平性の確保を図る見地から、国民投票運動費用を規制している（2000 年法第 7 章）。この点、今回の国民投票については、新聞、定期刊行物、BBC 等所定の報道機関の報道（広告を除く。）は、2000 年法の規定による国民投票運動費用の規制を受けないものとされている（法第 5 条）。

参考文献（インターネット情報は 2011 年 3 月 22 日現在である。）

・Parliamentary Voting System and Constituencies Act: Explanatory Notes.

<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/1/notes/contents>>